

1. 開会日時・場所

日時 令和 3 年 11 月 25 日 (木) 午後 2 時 00 分
場所 三原リージョンプラザ南館 2 階 第 2 研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 19 名 議席番号・氏名 次のとおり

| | | | | | |
|------|--------|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 田坂 友彦 | 2 番 | 寶田 清隆 | 3 番 | 新庄 實雄 |
| 4 番 | 佐々木 昭和 | 5 番 | 井長 哲 | 6 番 | 阪井 瑞枝 |
| 7 番 | 橋本 宏明 | 8 番 | 信藤 延夫 | 9 番 | 上田 励二 |
| 10 番 | 堀本 隆司 | 11 番 | 山口 郁恵 | 12 番 | 久留本 忠美 |
| 13 番 | 河村 博 | 14 番 | 花山 哲男 | 15 番 | 今田 正道 |
| 16 番 | 郷谷 幸男 | 17 番 | 林 壽彦 | 18 番 | 山口 龍子 |
| 19 番 | 武郷 勝巳 | | | | |

欠席委員

なし

3. 議事録署名人

1 番 田坂 友彦 11 番 山口 郁恵

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 東 徹 主任 茂見 鉄平 主事 檀上 周
農林水産課 主事 河野 夏月

5. 審議事項

第 88 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 89 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 90 号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第 91 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 92 号議案 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第 93 号議案 非農地証明申請について
第 94 号議案 農用地利用集積計画について
第 95 号議案 農用地利用配分計画について
第 96 号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後 2 時 00 分

—議長開会挨拶—

議 長 本日の出席委員は 19 名中、19 名で定足数に達しておりますので、第 11 回総会は成立しております。

会議規則第 16 条の規定により、議長において議事録署名者に 1 番 田坂委員、11 番 山口委員を指名します。

議 長 議事日程は日程第 1 を第 88 号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど事務局から提案のありましたように、日程第 7 第 94 号議案及び日程第 8 第 95 号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議 長 日程第 7 第 94 号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第94号議案に係る資料94の第1番から第16番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書19ページをご覧ください。第94号議案 農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数5件、筆数7筆、面積15,332㎡、

〇〇地域から件数1件、筆数9筆、面積14,821㎡が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料94の2ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第1番から第16番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第8 第95号議案を上程します。
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第95号議案に係る資料95の第1番から第16番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書20ページをご覧ください。第95号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。

該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数5件、筆数7筆、面積15,332㎡、

〇〇地域から件数1件、筆数9筆、面積14,821㎡について意見を求めます。

利用権を設定する農地については、資料95の2ページに記載しておりますのでご覧ください。以上で全体説明を終わります。

議長 これからは、個別に審議します。
はじめに、農用地利用配分計画、第1番から第7番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第1番から第7番については、〇〇地域から件数5件、筆数7筆、面積15,332㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

19番 配布資料では、〇〇の配分計画は1件となっておりますが、5件が正しいのですか。

事務局 すみません。〇〇の集積計画が5件で、配分計画は1件です。

議 長 その他質問等ございませんか。

 . . . 「異議なし」の声あり . . .

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用配分計画は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用配分計画について、第1番から第7番は、原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は入室してください。

 . . . 委員入室 . . .

議 長 続いて議事を進行します。
農用地利用配分計画の第8番から第16番を審議します。
それでは担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第8番から第16番については、〇〇地域から件数1件、筆数9筆、面積14,821㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

 . . . 「異議なし」の声あり . . .

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用配分計画は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用配分計画について、第1番から第16番は、全て原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に、日程第1 第88号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第94件から第109件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第88号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
第94件は、〇〇から、福山市山手町3丁目の〇〇が、中之町3丁目〇〇 ほか2筆 地目：田 合計448㎡を、住宅とともに農地を譲り受け新規就農するものです。当該案件は第10回定例総会において別段面積の特例区域が設定された農地です。

第95件は、〇〇から、田野浦3丁目の〇〇が、田野浦3丁目〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計440㎡を、隣接地に住宅を建設予定であり、新規就農のため譲り受けるものです。当該案件は第10回定例総会において別段面積の特例区域が設定された農地です。

第96件と第97件は、申請地が隣接しており譲受人が同一のため、併せて説明します。

第96件は、〇〇から、小坂町〇〇 地目：田 1,274㎡を

第97件は、〇〇から、小坂町〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,203㎡をそれぞれ、小坂町の〇〇が、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第98件は、〇〇から、小坂町の〇〇が、小坂町〇〇 地目：畑 698㎡を、居住地に隣接しており、新規就農のため譲り受けるものです。当該案件は第10回定例総会において別段面積の特例区域が設定された農地です。

第99件は、〇〇から、大阪府堺市東区の〇〇が、八幡町垣内〇〇 ほか3筆 地目：田2筆 畑2筆 合計2,432㎡を、妻が八幡町に転入しており、耕作管理できるため譲り受けるものです。

第100件は、〇〇から、本郷北2丁目の〇〇と、東広島市高屋高美が丘7丁目の〇〇が、本郷町本郷〇〇 ほか21筆 地目：田18筆 畑4筆 合計7,618.04㎡について、農業経営規模拡大のため、それぞれ持分5分の1を譲り受けるものです。

第101件は、〇〇から、福山市柳津町2丁目の〇〇が、本郷町船木〇〇 ほか4筆 地目：田 合計1,597㎡を、農業経営拡大のため譲り受けるものです。

第102件は、〇〇から、中之町南の〇〇が、久井町荻原〇〇 ほか3筆 地目：畑 合計：1,250㎡を、住宅とともに農地を譲り受け、新規就農するものです。

第103件は、〇〇から、福山市新涯町4丁目の〇〇が、久井町下津〇〇 地目：畑 232㎡を、住宅とともに農地を譲り受け新規就農するものです。当該案件は第10回定例総会において別段面積の特例区域が設定された農地です。

第104件は、〇〇から、久井町坂井原の〇〇が、久井町和草〇〇 地目：畑 396㎡を、住宅とともに農地を譲り受け新規就農するものです。当該案件は第10回定例総会において別段面積の特例区域が設定された農地です。

第105件は、〇〇から、久井町山中野の〇〇が、久井町山中野〇〇 ほか1筆 地目：田 合計3,867㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第106件は、〇〇から、大和町下徳良の〇〇が、大和町下徳良〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計893㎡を、自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。

第107件は、〇〇から、大和町福田の〇〇が、大和町福田〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計263㎡を、居住地に隣接しており、規模拡大のため譲り受けるものです。

第108件は、〇〇から、宗郷1丁目の〇〇が、大和町大草〇〇 地目：田 1,151㎡を、住宅とともに農地を譲り受け新規就農するものです。

第109件は、有限会社〇〇から、大和町大草の株式会社〇〇が、大和町大草〇〇 ほか6筆 地目：畑 合計88,284㎡を、〇〇から農業経営を引き継ぐため譲り受けるものです。

譲受人の株式会社〇〇は、本郷町南方の株式会社〇〇が農業経営を行うために設立した法人であり、農地所有適格法人の要件を満たしています。

株式会社〇〇は、譲渡人の〇〇から事業を引き継ぎ、イチゴ、ブドウ、りんご、梨、桜桃、ブルーベリーの栽培を行う計画です。特にイチゴとブドウについては、生産強化のために設備投資や専門家の知見を導入するなど、改善を行っていくとされています。そのほかにも、障がい者福祉施設との農福連携や、従業員の体制見直しなどを行っていくとして、営農計画が提出されています。

以上、第94件から第109件の案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしております。農地法第3条による許可申請の説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

16番 第94件、11月20日に20番推進委員と現地確認を行いました。年明けから引っ越してきて耕作するとのことで、問題ありません。

12番 第95件、11月21日に25番推進委員と現地を確認いたしました。先月に続いて一応確認しました。特に問題ないと思います。

19番 第96件・97件・98件は私の担当ですので続けて報告します。
まず第96件ですが、11月17日に22番推進委員と〇〇行政書士と3人で現地を確認いたしました。事務局の報告のとおり問題ありません。

第 97 件, 11 月 17 日に 22 番推進委員と〇〇行政書士と 3 人で現地を確認いたしました。事務局の報告のとおり問題ありません。

第 98 件ですが, 11 月 17 日に 22 番推進委員と譲受人の〇〇と 3 人で現地確認書に基づいて確認したところ, 特に問題ありません。

8 番 第 99 件, 11 月 20 日に 21 番推進委員と現地を確認いたしました。申請者の奥さんに立ち会っていただいたんですが, 別に問題ないと思います。

17 番 第 100 件, 11 月 21 日に 27 番推進委員と譲受人の〇〇と 3 人で現地確認を行いました。特に問題ありません。

7 番 第 101 件, 11 月 17 日に 28 番推進委員と現地確認を行いました。現地確認書の内容については, 申請者から電話で聞き取りを行いました。福山なので距離がちょっと遠いんですが, 福山の方でも野菜を作っておられ, 通いながら野菜や果樹をやりたいとのことで問題ないと思います。

14 番 第 102 件と 103 件が私の案件なので, 続けて報告いたします。
第 102 件, 11 月 22 日に 13 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と 4 名で現地を確認しました。事務局の説明どおりよろしいと考えます。
第 103 件ですが, こちらの方も 11 月 22 日に 13 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と 4 名で現地を確認しました。こちら事務局の説明どおりで問題ないと考えます。

1 番 第 104 件, 11 月 23 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。

3 番 第 105 件, 11 月 23 日に 1 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。

6 番 第 106 件, 11 月 22 日に 34 番推進委員と現地を確認いたしました。自宅に隣接しており, 事務局の説明どおり問題ないと思います。

11 番 第 107 件, 11 月 21 日に 35 番推進委員と現地を確認いたしました。譲渡人の〇〇の畑をすでに耕作されており, これからも農業をされるということなので, 問題ありません。

18 番 第 108 件・109 件私の案件ですので, 続けて報告いたします。
まず第 108 件ですが, 家を買われてその前の畑で野菜などを栽培されるということなので, 問題ないと思います。
第 109 件ですが, 先ほど事務局が説明されたように, 譲渡を受けて従業員を含めて維持する計画があるとのことで問題ないと思います。

議 長 地元委員の調査報告は, 承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請, 第 94 件から第 109 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に, 日程第 2 第 89 号議案を上程します。
農地法第 4 条の規定による許可申請について, 第 30 件から第 32 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 10 ページをお開きください。第 89 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に

ついて説明します。

第30件は、〇〇が、沼田東町釜山〇〇 地目：田 479㎡について、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル112枚、5棟、発電量27.5kw規模です。

第31件は、〇〇が、高坂町真良〇〇 地目：田 72㎡について、墓地及び駐車場に転用するもので、内容は墓石2基、法名碑1基、駐車場1区画です。

なお本件は、許可を得ず無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第32件は、〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目：田 合計221㎡について、進入路に転用するものです。

申請のあった3件は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は、「農地法第4条第6項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

2番 第30件、11月18日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地はやまみの三原陸上競技場の南側になります。周辺の農地は耕作されておらず、民家からも離れていますので問題ないと思います。農地区分は第二種です。

19番 第31件、11月17日に22番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第二種です。

4番 第32件、農地区分は第二種です。11月22日に行政書士立ち合いのもと、29番推進委員と現地確認をしました。進入路を新設されるもので、問題ないと思います。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第30件から第32件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第3 第90号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第9件から第11件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをお開きください。第90号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第9件は、当初、株式会社〇〇が、本郷町本郷〇〇 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇について、令和3年6月28日付けで農地法第5条許可指令を受け、分譲宅地を造成し住宅を施工しましたが、区画整理事業施工中のため地目変更が行えない中、この度、〇〇が当該物件を購入することとなったため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第91号議案 農地法第5条の規定による許可申請第122件において審議いただきます。

第10件は、当初、株式会社〇〇が、本郷町本郷〇〇 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇について、令和3年1月25日付けで農地法第5条許可指令を受け、分譲宅地を造成し住宅を施工しましたが、区画整理事業施工中のため地目変更が行えない中、この度、〇〇が当該物件を購入することとなったため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第91号議案 農地法第5条の規定による許可申請第121件において審議いただきます。

第11件は、当初、株式会社〇〇が、本郷町本郷〇〇 東本通土地区画整理区域内・仮換地

〇〇街区〇〇について、令和3年1月25日付けで農地法第5条許可指令を受け、分譲宅地を造成し住宅を施工しましたが、区画整理事業施工中のため地目変更が行えない中、この度、〇〇が当該物件を購入することとなったため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第91号議案 農地法第5条の規定による許可申請第120件において審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請、第9件から第11件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

次に、日程第4 第91号議案を上程します。

農地法第5条の規定による許可申請について、第119件から第135件を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをお開きください。第91号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

第119件は、〇〇から〇〇有限会社が、小坂町〇〇 地目：田 1,040㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は駐車場12区画です。

第120件から第122件までの3件は、先ほど第90号議案で審議いただいた事業計画変更の案件です。

第120件は、株式会社〇〇から〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 237㎡ 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇 154.96㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟です。

第121件は、株式会社〇〇から〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 223㎡ 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇 145.43㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟です。

第122件は、株式会社〇〇から〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：畑 238㎡ 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇 235.79㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、駐車場3区画です。

第120件から第122件の許可基準は、いずれも「農地法第5条第2項第1号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第123件は、〇〇から〇〇株式会社が、本郷町船木〇〇 地目：田 2,168㎡について、使用貸借権を設定し、資材置場として一時転用するもので、内容はコンクリート二次製品111.6㎡、倉庫等4棟、転用期間は許可後1年間です。

許可基準は、農地法施行令第11条第1項第1号「一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

なお、本件は許可を得ることなく無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第124件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 1,049㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル168枚、5棟、発電量49.5kw規模です。

第125件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 1,073㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル168枚、6棟、発電量49.5kw規模です。

第126件は、〇〇から〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,081㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は駐車場4区画です。

第127件は、〇〇から〇〇が、久井町江木〇〇 地目：畑 114㎡について、所有権の移転を受け、墓地及び駐車場に転用するもので、内容は墓石2基、駐車場3区画です。

第128件は、〇〇から株式会社〇〇が、久井町坂井原〇〇 地目：田 1,913 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル300枚、10棟、発電量49.5kw規模です。

第129件は、〇〇から〇〇が、久井町坂井原〇〇 地目：田 942 m²について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、農業用倉庫1棟、駐車場2区画です。

第130件は、〇〇から株式会社〇〇が、大和町下徳良〇〇 地目：田 388 m²について、所有権の移転を受け、資材置場及び駐車場に転用するもので、内容は交換用パネル等70 m²、駐車場2区画です。

第131件は、〇〇から株式会社〇〇が、大和町椋梨〇〇 地目：田 2,222 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設、資材置場及び駐車場に転用するもので、内容は太陽光パネル168枚、5棟、発電量49.5kw規模、駐車場2区画等です。

第132件は、〇〇から株式会社〇〇が、大和町椋梨〇〇 地目：田 626 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル90枚、3棟、発電量24.75kw規模です。

第133件は、〇〇から株式会社〇〇が、大和町大具〇〇 地目：田 1,196 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル240枚、6棟、発電量44.55kw規模です。

第134件は、〇〇から株式会社〇〇が、大和町大具〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,763 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル300枚、6棟、発電量49.5kw規模です。

第135件は、〇〇から有限会社〇〇が、大和町大具〇〇 地目：畑 67 m²について、所有権の移転を受け、併用地：雑種地40 m² 原野194 m²と合わせて資材置場に転用するもので、内容は予備パネル及び架台部材です。

第120件から第123件の4件を除く申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長

地元委員の調査報告を求めます。

19番

第119件、11月17日に22番推進委員と現地を確認いたしました。内容については事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第二種です。

17番

第120件・121件・122件まとめて報告いたします。

11月21日27番推進委員と現地確認をしました。先ほど事務局の説明があったとおりです。いずれも農地区分は第三種です。

7番

第123件、11月19日に28番推進委員と現地確認を行いました。申請地は本郷支所より2.3kmでJR山陽本線沿いに位置しています。広島県が発注した河川の工事に伴うものでこの番地の一部を資材置場にすることで、始末書があつてやむを得ないと思います。農地区分は第一種農地です。

4番

第124件・125件・126件が担当案件です。続けて報告いたします。

農地区分はいずれも第二種農地です。現地確認を11月22日に29番推進委員と行いました。

まず第124・125件ですが、譲受人と転用目的が同じのため、一括して報告いたします。行政書士立ち合いの上、29番推進委員と現地確認をいたしました。基準を満たしており問題ないと思います。

続いて第126件、行政書士立ち合いの上、29番推進委員と現地確認をいたしました。4条申請第32件で申請のあった進入路が新設される場所に駐車場を開設されるもので、許可基準を満たしており、問題ないと思います。

14番

第127件、11月22日13番委員・30番推進委員・32番推進委員の4名で現地を確認しました。事務局の説明のとおり問題ないと考えます。農地区分は第二種です。

13番

第128件・129件は私の案件なので続けて報告いたします。

第 128 件, 11 月 22 日に 14 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と 4 人で現地調査をいたしました。別に問題ありません。

第 129 件に関しても, 同様に現地調査に行きました。これも事務局の説明どおり問題はありません。農地区分はどちらも第二種です。

6 番 第 130 件, 11 月 22 日に 34 番推進委員と現地を確認いたしました。先月も現地確認しておりますが, 駐車場と資材置場にされるようなのですが, 事務局の説明どおり何ら問題ないと思います。農地区分は第二種です。

5 番 第 131 件から第 135 件は私の調査区域でございますので報告させていただきます。
第 131 件・132 件は, 11 月 21 日に 38 番推進委員と現地確認して参りました。事務局の説明どおりで何も問題ございません。
続いて第 133 件・134 件・135 件は, 11 月 23 日に 38 番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで問題ございません。いずれも第二種農地です。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可申請, 第 119 件から第 135 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第 123 件については, 農地法第 5 条第 3 項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し, 「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議がありませんので, そのように許可事務を進めます。

議 長 次に, 日程第 5 第 92 号議案を上程します。
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について, 第 4 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 15 ページをお開きください。第 92 号議案 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。

第 4 件は, 株式会社〇〇から申請のあった, 駐車場及び資材置場への一時転用許可に係る履行延期申請です。

この度, 〇〇川改良工事を受注したことに伴い, 工事期間中の駐車場及び資材置場として継続して使用するため, 履行延期承認申請を提出されたものです。

申請期間は, 令和 4 年 4 月 30 日までです。

農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請, 第 4 件の本案は, 原案のとおり承認決定することについて, 賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 次に、日程第6 第93号議案を上程します。
非農地証明申請について、第43件から第48件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをお開きください。第93号議案 非農地証明申請について説明します。
第43件は、〇〇から、沼田東町末光〇〇 地目：畑 548㎡について、昭和60年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第44件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 ほか8筆 地目：田4筆 畑：5筆 合計7,038㎡について、1144番地1及び1144番地3は平成10年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として、その他の筆については、昭和60年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第45件は、〇〇・〇〇から、本郷町本郷〇〇 地目：畑 448㎡について、昭和60年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第46件は、〇〇から、大和町上徳良〇〇 ほか6筆 地目：田5筆 畑：2筆 合計2,133㎡について、昭和45年頃から耕作放棄し、山林、原野として申請されています。
第47件は、〇〇から、大和町大草〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,567㎡について、平成15年頃から耕作放棄し、現況地目：山林、原野として申請されています。なお、〇〇は、「良好な営農条件を備えている農地」ですが、農地に該当しなくなった原因が「自然潰廃であることが明らかな場合」に該当するため、非農地証明の対象となります。
第48件は、〇〇から、大和町大具〇〇 ほか3筆 地目：田 合計4,856㎡について、平成23年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。
第47件の〇〇を除く申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

2番 第43件、11月19日に24番推進委員と現地を確認しました。現地は竹林になっており耕作は不可能と思います。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第二種です。

12番 第44件、11月21日に25番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり山林になっていました。農地区分は第二種です。

17番 第45件、11月21日に27番推進委員と〇〇と現地確認をしました。自宅の上にあるということで周辺に道路があるわけですが、昭和60年ごろから耕作放棄し、現在は山林となっています。農地区分は第二種です。

6番 第46件、11月22日に34番推進委員と現地を確認いたしました。やはり木が繁っていて農地としての利用では困難だと思います。事務局の説明どおりです。農地区分は第二種です。

18番 第47件、11月21日に36番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり雑木や竹などが生えていて農地としての利用は困難だと判断いたしました。〇〇が第一種農地で、〇〇は第二種農地です。

5番 第48件は私の担当区域ですので報告させていただきます。11月21日に38番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで問題ありません。第二種農地です。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番 第48件ですが、平成23年頃から耕作放棄し原野になっているとあるんですが、久井にもたくさんそれぐらいの耕作放棄地があるんですが、B分類になかなかしていただけないんです。木が生えているとか竹が生えているのがB分類という原則があるんですが、そこらへんはいかがだったのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

- 事務局 現地は笹がびっしりと生えている場所で、通常の耕運機等の耕運では農地に戻すことはできないということで、非農地の申請がされています。
雑木や低木が生えていれば非農地の証明の対象にはなりませんので、そういったご相談があれば事務局までお知らせいただければと思います。
- 14 番 笹でもいいんですね。
- 事務局 笹・竹など多年生の植物が繁っていればということになります。
- 14 番 分かりました。
- 議 長 ほかに質疑等ありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
非農地証明申請、第 43 件から第 48 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に、日程第 9 第 96 号議案を上程します。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、第 21 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 21 ページをお開きください。第 96 号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域定めについて説明します。
第 21 件は、広島市安佐南区上安 2 丁目の〇〇が所有する、久井町山中野〇〇 ほか 1 筆 地目：畑 合計 463 ㎡について、住宅を譲り受ける計画があり、住宅に併せて農地を取得し、新規就農したいため、特例区域の設定を申し出たものです。
設定基準は、別段面積の特例区域設定要綱第 2 条第 1 項第 1 号「空き家に付随する農地であること」に該当します。
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 3 番 第 21 件、1 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。屋敷の中にある畑なので屋敷を買われたいということで、畑も付いているということです。よろしく願います。
- 議 長 地元委員の調査報告は、特例区域の設定について承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、本議案に賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局

- 1 農地法関係諸証明事務等について
 - 農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 10件
 - 農地法第5条の規定による農地転用届出受理 1件
 - 農地法第3条に係る賃貸借契約の合意解約(18条6項)の通知 1件
 - 農地改良届出受理 2件
 - 取消願 1件

- 2 その他
 - 今後の日程
 - 令和3年第12回定例総会 12月24日(金)14時

議長

その他、何かありませんか。
無いようなので、これもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。